

## フランスにおける一般社会拠出金の我が国に与える政策的含意

### —一般社会拠出金はなぜフランスで受け入れられたか—

本田達郎

医療経済研究機構 研究主幹

#### はじめに

日本の社会保障制度の財源について、税方式か社会保険方式かといったことがしばしば議論の俎上に上る。このような議論の際に、社会保険方式を採用している先進諸国において高齢化の中で増大する社会保障費用の財源についてどのような改革の試みを行っているかを分析するかはもとより意義のあることである。

本稿では、社会保険方式を採用している先進諸国の中で、税と社会保険料を峻別しつつ、社会保険料による自律的な財源方式を中心としてきたフランスにおいて1990年代から行われてきた一般社会拠出金の導入・拡大を中心とした租税財源化の動きについて、導入時の法的議論やその後の動向等を分析し、我が国の社会保障制度の財源論に与える政策的意義を抽出したい。

#### 1. 一般社会拠出金の概要

一般社会拠出金 (contribution sociale généralisée 以下「CSG」という。) は、1990年に社会党のロカール政権の下で創設された。その概要は、次のとおりである。

CSGは、年金収入等の代替所得や資産所得等を含めたほぼ全ての収入に対して原則7.5% (代替所得の場合は6.2%。また、疾病保険会計の累積債務が増大していることを踏まえ、2005年から年金収入に係る税率が6.6%、資産所得・投資益に係る税率が8.2%に、賭博益に係る税率が9.5%引き上げられ疾病保険財源に充てられている) の比例税率で課される税である。導入当初は所得税控除が全く存在しなかったが、1997年及び1998年の税率引き上げにより、稼働所得及び資産所得については5.1%、代替所得については3.8%の税率が控除対象となっている。4回の引き上げを経て、現在では主要な社会保障財源 (医療、家族手当、年金及び介護の各分野に充当されている) の一つとなっている。

## CSGの料率と用途の推移

	稼働所得	代替所得	資産所得	投資益	賭博益	用途
1991年	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	-	家族手当
1993年	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	-	家族手当+年金
1997年	3.4% (1.0%)	3.4% (1.0%)	3.4% (1.0%)	3.4%	3.4%	家族手当+年金+ 医療・介護
1998年	7.5% (5.1%)	6.2% (3.8%)	7.5% (5.1%)	7.5%	7.5%	家族手当+年金+ 医療・介護
2005年	7.5% (5.1%)	6.6% (4.2%)	8.2% (5.8%)	8.2%	9.5%	家族手当+年金+ 医療・介護

(注) 1 代替所得については、表の中では標準税率のみを掲げた。また、2005年に6.6%に引き上げられたのは年金給付の部分であり、失業関係給付については引き上げられていない。

2 ( ) 内は、所得税の控除対象となる部分。

出典：伊奈川秀和氏作成資料（「フランスに学ぶ社会保障改革」p189）を筆者が加筆修正したもの

## 2. 創設時の法的議論

### (1) CSG 創設時の憲法院の判断

CSG については、創設時、フランスの憲法院においては法律的にみた妥当性の観点から、国民議会から提訴され、憲法院において、結論として「税」(impôts) として合憲と判断されている。その際、争点となったのは、次のとおりである<sup>1</sup>。

- ① CSG は、1990 年の補正予算に盛り込まれたが、仮に租税でなく社会保険料であれば、予算法とは別途規定すべき社会的性格の徴収金であり、予算法への便乗は無効である。
- ② CSG が租税であるとすれば、徴収権が国に独占されていること（租税徴収に関する国家の排除性の原則）との関係で問題はないか。
- ③ CSG を特定（全国家族手当金庫(CNAF)）の財源に充当することは、予算割当禁止の原則（附属予算等を除き、歳入歳出は一般会計へ一括計上する原則）に違反するのではないか。
- ④ 一律に課税されることが平等原則（1789 年の人権宣言第 13 条）に反することになるのではないか。
- ⑤ 賦課徴収に関する争訟をどこが担当するのか。

### (2) 憲法院の判断

これらの論点のなかで主要な論点は、①から④であり、これらについて憲法院は次のとおり判断している。

①については、提訴の趣旨としては、CSG の拠出に対する反対給付を受けることができない人も強制徴収の適用対象としていることを問題としている。この点について憲法院は、

<sup>1</sup> 提訴の内容及び憲法院の判断については、伊奈川秀和「フランスに学ぶ社会保障改革」中法規 pp193-204,2000 及び柴田洋二郎「フランス社会保障制度における財源対策－租税代替化 (fiscalisation) と CSG－」法学第 66 巻第 5 号、東北大学法学会 pp95-97,2002 に基づいた。なお、判決文は憲法院(LE CONSEIL CONSTITUTIONNEL)の Decision n° 90-285 DC du 28 decembre 1990

「すべての性質の租税 (imposition de toutes natures)」(憲法第 34 条)として、CSG を租税と位置づけ、訴えを退けている。

②については、憲法院は、すべての性質の租税の徴収方法は法律事項であり、全国家族手当金庫 (CNAF) のように国の監督か統制に服して公役務を遂行する機関が CSG の徴収に当たることは、租税徴収に関する国家の排他性の原則に違反しないと判断した。

③については、予算割当に関する規制は国だけに適用され、CSG は国ではなく、公施設法人である CNAF の収入であることから、上記の規制には違反しないと判断した。

④については、「憲法第 34 条<sup>2</sup>の定めにより、憲法的原則の尊重と各租税の特徴に鑑みて、納税者の負担能力を反映するように規則を定めることは立法者に委ねられている。(中略) CSG の創設は全ての者を社会保障財源に結びつけるものであり、社会保障給付の適用範囲の拡大に対応するものである。(中略) 新しい拠出金からの収入により保険料は軽減されることになる。所得全体に賦課基礎を置くものでも、累進性を有するものでない保険料と比べれば、CSG はより平等なものである。また、保険料と異なり CSG は累進性を有している所得税の課税基礎から控除できない。」とし、CSG の一律課税は人権宣言第 13 条の平等原則に反しないと判断した。

### (3) 考察—憲法院の判断の背景—

以上のような憲法院の判断については、CSG が保険料と異なり給付との結びつきがないことを考えれば、①については一定の説得力があると考えられる<sup>3</sup>。しかし、②及び③については、③において CNAF が国でないという根拠で予算割当に関する規制を外しておきながら、②において CNAF が国の監督か統制に服していることを根拠に租税徴収に関する国会の排他性と抵触していないと結論づけるのは、矛盾していると指摘することもできるのではないかと考えられる。また、④については、保険料と税をともに強制徴収されるものとして総合的に捉え、この 2 つの比較に基づいて平等原則に反しないと結論づけている。この理屈は一定の説得力があると考えられるが、税と保険料を厳格に区別する傾向が強いフランスの社会制度において、かなり画期的な判断をしたものと考えられる。

それでは、かなり画期的な判断を行い、また、多少「無理」のある理論構築をしてまで、CSG を租税として合憲とした背景について考えてみたい。

背景として考えられるのは、フランス社会保障制度をめぐる時代の要請に、CSG の目的・内容が合致し、国民に一定の「説得力」<sup>4</sup>を持ったことではないかと考えられる。この「説

<sup>2</sup> フランス憲法第 34 条では、法律で規定すべき事項として、通貨の発行に関する規定とならんで「すべての性質の租税についての基準、率及び徴収方法」をあげている。

<sup>3</sup> 同様の考え方を示すものとして、X.Prétot, Les grands arrest du droit de la sécurité sociale, Dalloz, 2e edition, 1998, pp.158-163.

<sup>4</sup> この点を、CSG が論理的 (家族手当、普遍的疾病保険のように、受給要件が必ずしも被用者としての稼働ではなく、非被用者あるいは居住者全体に拡大した場合には、賃金等に賦課される保険料ではなく、あらゆる所得に賦課される租税の方が論理的であるという意味)であり、また、公正 (保険料の場合には、賃金等の稼働収入にのみ賦課され、賦課対象となる賃金に上限額があ

得力」としては、①すべての収入に対して一律に課されるという例外や特例がない明快さ、②家族手当、老齢連帯基金、疾病保険、介護手当の分野に充当され、負担の内容と支出目的が整合的であること、③第2次世界大戦直後のラロックプランによる社会保障制度の構築の中で、制度の「一般化」が進んだことにより、職域連帯を中心としたフランスの社会保障制度の負担の在り方に生じてきた歪みを解消する役割を果たしたこと、④消費税の割合が所得税と比較して相対的に高いフランスの税源構造において、所得税と分類できる新たな税目を創設することとなったことがあげられる。

①については、わかりやすさという点や税の中立性確保という点で非常に重要であり、かつ成功していると考えられる<sup>5</sup>。

②については、制度により保障するリスクが、いずれも稼働収入をあげている者に限定されない国民全般に発生する<sup>6</sup>ものであるため、広く一律に負担を求めるという CSG の負担の方式と極めて整合的である。このため、単なる財源不足を補うための新たな負担導入という批判を避けることが可能となっている。

③については、商工業の被用者を中心に組織されてきたフランスの社会保険制度をすべての国民に拡大することが戦後のラロックプランの主要な目的の一つであった。これは、職域連帯から国民連帯への移行を意味するが、実際は、職域連帯に基づく制度併存の状態を経て、格差解消原則と財政調整原則による職域間連携へ移行するが、財政調整に限界が生じ、CSG の導入へとつながっていく<sup>7</sup>。すなわち、財政調整では限界が生じた社会保障財源の負担の在り方の問題を一定程度解決する方法として導入されたのである。このような点においても CSG がフランスの社会保障制度において受け入れられた理由があると考えられる。しかし、CSG を含めた目的税が社会保障財源に占める割合は上昇傾向にあると言っても、2005 年において 17.4%（対前年 10.3% 上昇）であり<sup>8</sup>、職域連帯を中心とした国民連帯の併存という状態であるといえる。

④については、フランスは、所得課税が税収全体に占める比率は 37.9% と OECD 加盟 29 カ国中 25 位であるが、消費課税が占める比率は 40.7% で 16 位、資産課税が占める比率は

---

ったり、所得税の課税所得からの控除があつたりするため、逆進性があるのに対して、CSG は、賦課上限が無い形であらゆる所得に賦課され、所得税の課税所得からの控除もないことから、より公正という意味）であるという指摘がある（家族手当に関する A.Euzéby<La contribution sociale généralisée(CSG): justification et perspectives >, Droit social, No7/8Juillet-Août 1991, pp646-647.)

<sup>5</sup> 税制改革の方向性として、「広く、薄く、シンプルに」という主張はわが国においてもなされている（大田弘子「良い増税・悪い増税－納得できる税制を目指して－」東洋経済, 2002, pp28-33 参照）

<sup>6</sup> 老齢保険の分野全体に充当されるのではなく、所得制限のある無拠出性の最低生活保障手当を支給する老齢連帯基金（Fonds de solidarité vieillesse）の財源として使われる。また、疾病保険の分野でも、制度の谷間で発生する無保険者問題解決のために導入された普遍的疾病給付の動きに対応して、その財源を CSG に求めよういうことで疾病保険にも充当することになった。

<sup>7</sup> 加藤智章「医療保険と年金保険－フランス社会保障制度における自律と平等－」北海道大学図書刊行会, 1995, pp402-409

<sup>8</sup> データの出典はフランス保健連帯省調査統計局報告書。

21.5%で1位となっている<sup>9</sup>。他の欧州諸国における税源に占める所得課税の比率の水準に近づけるためにも CSG の導入は適していたといえる。

### 3. 課税対象と CSG について

導入時の憲法院での議論にみられるとおり、租税について合憲性や適法性についてフランスではかなり厳格な議論がなされている。憲法院で議論された論点以外で、CSG の賦課対象について見てみたい。

CSG の賦課対象は次のとおりとなっている<sup>10</sup>。

- ・稼働所得（被用者の場合には、俸給、手当、報酬、賃金その他労働の対価として支給される金銭又は現物給付。自営業者の場合には、必要経費を控除した後の純所得に社会保障の個人保険料を加算した額（繰越欠損金、赤字年度からの減価償却費の繰越、長期の譲渡益・譲渡損等も控除されない））
- ・代替所得（退職（老齢）及び障害の場合には、社会保障制度、補足制度及び互助制度（個人負担のみによる個人年金を除く）から支給される年金の基本額並びに配偶者加算及び扶養親族加算（ただし、無拠出制又は所得制限のある年金等は賦課対象外）。疾病、出産及び老齢の場合には、一時金を除くすべての手当又は現金給付。失業及び早期退職の場合には、UNEDIC 等の失業手当、法定又は協約による早期退職手当（ただし、同化手当、CSG の賦課のために金額が最低賃金未満になる場合の失業手当及び早期退職手当は賦課対象外）。家族手当、住宅手当、死亡一時金、同化最低所得（RMI）、社会扶助給付は代替所得であるが、賦課対象外）
- ・資産所得（不動産所得、負担付終身定期金、動産資本収入、不動産又は動産の譲渡益、営業でない家具付き家賃の収入等）
- ・投資益（債券、短期国債、金融機関の定期預金証券等の収益のように、分離課税が適用される投資益。さらに、i）住宅積立貯金（CEL）及び住宅積立計画（PEL）の利子お余簿報奨金、ii）積立証券又は契約等からの収益、iii）国民貯蓄計画（PEP）からの積立益及び終身年金等、iv）企業に対する従業員の利益参加、財形貯蓄（PEE）等により発生する収益、v）ストック・オプションも賦課対象）
- ・賭博益（宝くじ、スポーツ宝くじ及びスピード宝くじの償金、競馬の獲得金、カジノの獲得金）

代替所得の中の無拠出制又は所得制限のある年金や同化手当、家族手当、住宅手当、RMI、社会扶助等の最低保障的要素の手当を除いて、殆ど全ての所得や利益に課税されている。このように極めて賦課対象が広いことが CSG の分かりやすさにつながり、フランスにおいて受け入れられたことの一因であり、また、非課税範囲をここまで狭くしなければ受け入れが容易でなかったと推測されるということは、フランス国民が租税の課税ベースについ

<sup>9</sup> データの出典は、OECD “Revenue Statistics 1965-2003”

<sup>10</sup> 伊奈川、前掲書 pp190-191

て非常に神経質であることの表れと考えられる。

#### 4. 政策効果

##### (1) 財源確保効果

CSG の導入による政策効果としては、増大する社会保障制度の財源を賄う上で、大きな貢献をしたことが挙げられる。

先に引用した CSG 導入時の憲法院の判断の中でも「CSG の創設は全ての者を社会保障財源に結びつけるものであり、社会保障給付の適用範囲の拡大に対応するものである。(中略)新しい拠出金からの収入により保険料は軽減されることになる。」と指摘されているとおりである。

実際の社会保障財政（強制加入義務がある社会保障制度）の財源に占める CSG の割合を見ても、2005 年（実績）：17.3%、2006 年（推計）：17.1%、2007 年（推計）：17.0%となっており、社会保障目的税の約 8 割を占めている。また、CSG の割合が高い医療分野の財源における CSG の割合は、2005 年（実績）：35.5%、2006 年（推計）：33.6%、2007 年（推計）：33.4%となっている。社会保障財源の確保の上で重要な役割を果たしていることが分かる。なお、社会保険料が社会保障財源に占める割合は、2005 年（実績）：68.7%、2006 年（推計）：62.2%、2007 年（推計）：62.3%となっている<sup>11</sup>。

##### (2) 租税財源への移行（国民連帯への移行）

CSG の導入及び発展は、1. (3) ③で述べたとおり、フランスの社会保障制度の基本的理念が、職域連帯を中心としたものから国民連帯の理念も追加されてきたことを意味すると考えられる。しかし、(1)で見たとおり、社会保障財源のなお約 3 分の 2 は社会保険料により構成される一方で、CSG の占める割合は 17%程度である。また、CSG が財源として当てられている分野が、家族分野や低所得者への対応のための財源に限定されていることから見て、フランス社会保障制度の財源方式はなお社会保険方式中心であり、補足的に租税財源を用いていると考えるべきである<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> 以上の出典は、フランス保健連帯省発表資料。

<sup>12</sup> 加藤、前掲書 p393 においては、「かくして、一般化社会拠出金（筆者注－CSG のこと）の導入が国民連帯への移行を意味しているということは、こと家族給付制度や老人連帯基金の分野については妥当するものの、その範囲はあくまでもこれらの領域に限定して評価されるべきである。フランス社会保障制度全体を図式的に概観するならば、それはなお社会保険部門における職域連帯を前提とする職域間連帯と一般化社会拠出金の導入に示された国民連帯とが共存する状況となったことを意味するに過ぎず、それ以上を意味するものではない。」と指摘している。なお、この指摘の後の 1997 年と 1998 年において医療保険の財源に当てることを目的として CSG の引き上げが行われている。この引き上げでは、用途が医療保険にまで広がったこと及び 2.4%→3.5%→7.5%というかなり大幅な引き上げであったことにおいて、重要な意味を持つ引き上げであったと考えられるが、疾病保険の無保険者問題の解決のために普遍的疾病給付の創設の動きと呼応した動きであることを考えれば、なお、加藤の指摘における「職域連帯を前提とする職域間連帯と国民連帯とが共存する状況」であることには変わりはないと考えられる。

### (3) 所得再分配効果への影響

CSG の所得再分配効果を考えるに当たっては、先の 1990 年憲法院判決の中で人権宣言第 13 条の平等原則に反しないと判断した部分で指摘された論点、即ち、①CSG の導入・引き上げが社会保険料の引き下げにつながっていること、②累進制を有していない保険料と比較した場合に平等であること、③累進制を有している所得税からの控除がないこと等が重要な論点であると考えられる。

伊奈川・前掲書においては<sup>13</sup>、これらの論点を踏まえて、1991 年の導入時、1993 年の引き上げ時、1997 年及び 1998 年の引き上げ時において、社会保険料引き下げの有無、所得税の課税所得から CSG の控除の有無等について場合分けを行い詳細に分析されている。この分析の要点としては、(イ)社会保険料の引き下げが行われ、かつ所得税からの控除もない場合（1991 年の導入時）には、社会保障の負担が低所得者層から高所得者層に移転すること即ち所得再分配機能が高くなる一方で、(ロ)社会保険料の引き下げと所得税からの非控除のうち片方だけが実施される場合（1993 年並びに 1997 年及び 1998 年の引き上げ時）には、逆進的な要素（例えば、1993 年の老齢年金への財源充当のために CSG の引き上げが行われた際には、所得税からの控除も行われず、かつ保険料の引き下げも行われなかった。その結果、全ての所得層に CSG 引き上げによる負担増が及ぶ中で、老齢年金の保険料に賦課上限があるため低所得者層の実質負担が重くなることとなった）が加味されることとなり、(ハ)保険料引き下げも行われず、かつ所得税からの控除が行われる（これまでこのような条件での CSG 引き上げは行われていない）場合には、逆進性が最も強い場合となると考えられる。

1997 年及び 1998 年の引き上げにおいて CSG の税率は既に相当程度に達し課税所得からの控除を行いにくなっているという状況を考えれば、今後の CSG が仮に引き上げられる場合に、保険料率の引き下げがなされなければ、所得再分配効果の面から見て説明しにくい引き上げになると考えられる。

### (4) 論理性・公正性

既に脚注 4 で述べたとおり、CSG は稼働所得だけでなく全ての所得に課税され、また、課税上限も所得控除も全額でない点において、論理的で公正といえるが、(3)で述べたとおり、今後もこの論理性・公正性が維持できるかは、今後の制度の具体的設計に関わってくると考えられる。

## 5. 近年の CSG をめぐる動向

4. (1)で見たとおり、フランスの社会保障制度においては、CSG の財源に占める割合は 17% 前後であるが、社会保障目的税の中では、2004 年（実績）では 85.9%、2005 年（実績）で

---

<sup>13</sup> 伊奈川・前掲書 pp196・pp197

は 82.4%を占めるなど、非常に高い割合となっている。

なお、2004 年に CSG が社会保障目的税の中での割合を高めた背景には、社会保障事業主負担改革基金 (Fonds de financement de la reforme des cotisations patronales de securite sociale 以下「Focec」という。) <sup>14</sup>が 2004 年に廃止されたことがある。この Forec の廃止により社会保障目的税の総額が大幅に減少する中で、CSG は同程度の歳入を確保したと考えられる。この Forec の廃止による歳入減は、公的拠出 (contributions publiques) 即ち、フランス政府の一般会計により補点された。

これは CSG のように社会保障財源として使われることが明確にされていない、たばこ消費税等の税源を社会保障負担の軽減に充てることは、中途半端な使い方であり、むしろ CSG と同じように使途が明確になっていないならば、政府の一般会計による負担軽減の方が国民に対して「説得力」がある説明となるということで、Forec は廃止されたものと考えられる<sup>15</sup>。

## 6. 日本への示唆—まとめに代えて—

以下、まとめに代えて、フランスにおける CSG の導入とその後の経緯から、我が国の社会保障制度の財源についての示唆と思われる点を述べる。

### (1) 税と社会保険料を考える上での貴重な示唆

冒頭引用した憲法院の判断で CSG は「全ての性質の租税」とされたが、この判断の中に税と社会保険料の区別を考える上で重要な示唆があると言える。

まず、税と社会保険料を区別する判断基準として、この判断の中でも負担と給付の結びつきの有無が重要視されていることである。通常わが国においても、給付と負担の結びつきの有無が税と保険料を考える上で重要な論点とされているが<sup>16</sup>、伝統的に社会保険方式による社会保障財政の運営を行ってきたフランスの違憲立法審査機関における CSG に関する法的議論においても、同様の理論が採用されていることは意義深い<sup>17</sup>。

---

<sup>14</sup> Forec は、2000 年に社会保障財政法によって創設された制度で、低賃金労働者に係る事業主負担軽減及び労働時間短縮によって生じる保険料の減少を補填することを目的として老齢連帯基金に設けられていた基金である。財源としては、たばこ消費税、アルコール等飲料消費税、公共車両税等が充てられていた。

<sup>15</sup> Forec 廃止当時の社会問題・保健大臣が「社会保障負担の軽減は全て政府によって賄われる」という原則が出されている。

<sup>16</sup> なお、我が国でも、このような給付と負担の連動の有無が社会保険料と税を明白に区別するとは言えないという主張もある。このような主張においては、税でも納税者としての権利行使はできること、社会保険料でも徴収・管理機関での不適正使用があること、賦課方式の年金制度においては給付と負担の関係が見えにくいこと等を根拠としてあげている (小塩隆士「人口減少時代の社会保障改革」日本経済新聞社、2005、pp150-151)。

<sup>17</sup> 筆者が、2005 年 11 月に経済協力開発機構 (OECD) の社会政策課長及び歳入統計課長に聴取したところでも、「税と社会保険料の最大の違いは、保険料納付により受給資格が発生することである」と整理していた。



次に、税と社会保険料の区分を非常に明確にしていることである。給付と負担の連動の論点の他に、租税徴収権の国家独占や予算割当禁止の原則について議論されているが、租税であるとすれば守られていなければならない原則について議論している。「国家とは一線を画する自律的な社会保障制度の構築をその基本理念とする」<sup>18</sup>フランスの社会保障制度においては、国家が徴収する税と被保険者等が自律的に運営することを理想とする社会保険の財源である社会保険料とでは明確に区別されることに由来していると考えられる。いわば、公助の財源である税と共助の財源である社会保険料との違いであると言えるが、フランスの社会保障制度の基本理念を考えれば、公助と共助の違いは単なる観念的な違い以上の意味を持っていると考えられる。

最後に、導入時の憲法院の判断やその後の引き上げの過程においても、保険料と税を総合的に考えた上で、社会保障制度の在り方が考えられている点である。憲法院の判断では、CSG の創設は社会保障給付の適用範囲の拡大や保険料の軽減につながることや保険料と比べた平等性を言及していることは、保険料と税を総合的に考えられていることの証左である。また、1997年及び1998年の引上げの際には、先の憲法院判決が言及しているように、保険料の引下げが行われている。わが国においても、税と保険料を総合的に視野に入れて、個人や企業への負担がどうなるかを考えていく必要がある。

## (2) 社会保険方式の重要性の再認識

CSG の導入は、フランスの社会保障制度の財源構造に大きな変化をもたらしたと言える。欧州委員会(EC)が発表している「欧州社会統計－社会保障の支出及び収入－」(European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1995-2003)によれば、フランスの社会保障財源は、1994年には75.27%が社会保険料だったが、CSG の導入やその率の引き上げ等税財源への移行が見られ、2003年には67.06%となっている。一方、租税負担による財源の割合は、1994年には21.47%であったのが、2003年には29.71%まで増加している。この租税負担の増加に大きく寄与しているのがCSGが含まれている目的税の増加である。1994年には234.9億ユーロであった目的税が、2003年には945.1億ユーロと約4倍も増加している。特にCSGの大幅引き上げが行われた1998年においては、目的税の総額が、前年の354.5億ユーロから653.9億ユーロと約1.9倍の増加を示している。

しかし、租税割合が高まったものの、社会保険料はフランス社会保障制度の主要な財源であることは財源割合の面から見ても現在も変わっていない<sup>19</sup>。また、CSG はフランス社会保障財源へ大きな転換をもたらしたと言っても、その用途が、家族関係給付や高齢者の最低生活保障そして低所得者への配慮と呼応した医療保険の給付といった国民連帯の考え方に立脚する税財源の投入が説明しやすい分野に限られており、単なる財源補填ではない。

---

<sup>18</sup> 加藤・前掲書 p1

<sup>19</sup> フランス保健連帯省調査統計局の報告書によれば、2005年で社会保険料の全財源に占める割合は、65.5%となっている。

したがって、我が国でも新たな租税財源の導入があったとしても、その内容が CSG の内容・規模を超えるものでなければ、財源としての社会保険料の重要性には大きな変化はないと考えられる。

### (3) 日本の消費税の在り方を考える上での貴重な示唆

課税ベースが広く、原則として一律な CSG が社会保障目的税とされていることは、日本の消費税の社会保障目的税化に関する議論においても参考となると考えられる。表は、基礎年金の財源として消費税を目的税化することについて、積極あるは消極に考えられる点を論点毎に整理、CSG についてそれぞれの論点についてどのように評価できるかを整理したものである。全体的に言えば、CSG は、消費税の長所を活かしつつ、用途の限定や課税ベースの徹底した拡大等の工夫により消費税の短所を補っていると言える。しかし、1997 年、1998 年及び 2005 年の用途の拡大、税率の引上げ、所得控除の拡大等により、CSG の公平性や負担を求める際の説得力にかげりが見えてきているとも言える。

#### 基礎年金財源として消費税を目的税化することの主な論点と CSG の比較

	積極に考えられる点	消極に考えられる点	CSG に対する評価
負担を求める理由	基礎年金の財源としては広く薄く賦課される消費税が適当。	給付と負担の関係が明確な社会保険方式と比べ、消費税は両者の関係が不明確。	給付と負担の関係は不明確。しかし、用途の限定により一定の合理性がある。
財政確保の確実性	保険料未納の影響を受けない。	年金給付費の増大に伴う消費税の引上げが困難となる場合がある。	保険料未納の影響を受けない。
公平性	消費量に応じた負担となる消費税の方が公平な面もある（保険料の上下限は逆進的な要素有り）。	ゼロ税率がなければ消費税は逆進性が強く、社会保障の所得再分配機能を損なう。	広い課税ベース、保険料引下げ効果、所得控除が小さいこと等では公平性があるが、税率や控除の拡大によっては公平性を阻害。
経済活動への影響	税率が過度に高くなければ経済活動への攪乱効果は少ない。	価格転嫁・上昇による賃金上昇を通して労働需要の減少につながる可能性もある。	税率が過度に高くなければ経済活動への攪乱効果は少ない。
その他社会保障の在り方	基礎年金の国庫負担財源として現実的対応となる。	無拋出の生活保護とのすみ分けが困難となる。	全財源を賄っていないため、他の公的扶助とのすみ分けは可能。

### (4) 日本・フランスの社会保障制度の違いを考える上での貴重な示唆

フランスで CSG が導入された背景には、日本の社会保障制度とは異なる事情が存在していた。これまで見てきたとおり、CSG は我が国の社会保障財源を考える上で様々な示唆を

与える財源であるが、導入の背景における日本とフランスの社会保障制度の違いも十分に留意しておくことが必要である。ここでは、それらの違いを考えてみることにする。

先ず、導入のきっかけとなった家族手当の規模と財源構造が両国間で異なることである。フランスでは日本と異なり家族手当等の家族分野の給付のための財源が社会保障財源に占める割合が高く、2004年においては14.5%となっている。一方、日本では給付費ベースであるが、2004年度の社会保障給付費に占める家族の割合は3.1%となっている。また、フランスの家族手当の財源はCSGが導入される1990年までは被用者に係る部分は全額事業主負担とされてきた。一方、日本の代表的な手当である児童手当の財源は2006年度予算ベースで、児童手当の給付費総額8,582億円のうち事業主負担は1,111億円と約8分の1である（被用者部分に限定しても、給付費総額6,436億円のうち事業主負担は1,111億円と約6分の1となっている）<sup>20</sup>。したがって、日本においては、家族分野の社会保障給付について、CSGのような財源導入の端緒がフランスと同様にある訳ではないと言える。

次に、社会保険料負担が国の経済規模に占める比率もフランスは日本より高くなっている。具体的には、OECDの統計<sup>21</sup>によれば、社会保険料総額の対GDP比で言えばフランスが1965年に11.8%、2003年に16.4%であるのに対して、日本は1965年に4.0%、2003年に9.7%となっている。高齢化の急速な進行により日本の社会保険料負担は急速に増加しているとはいっても、フランスよりもかなり低い水準にある。社会保険料から租税財源への移行を考える場合でも、社会保険料負担の重さの切迫度合いが異なると言える。

#### (5) 財源のわかりやすさの必要性の再認識

5. で述べたForecの導入と僅か4年後の廃止は、あらためて社会保障財源についての国民からみた「わかりやすさ」の重要性を示していると考えられる。フランスの政策当局は、社会保障財源に充てる目的税について、たばこ消費税や飲料消費税等を除外し、CSGの割合を高めるといふ、いわば「選択と集中」を行ったと言える。しかし、1991年の導入時に比べて、CSGの制度は複雑化・大規模化しており、今後もこの「わかりやすさ」の維持することは簡単ではないと思われる。わが国においても、新たな社会保障財源を検討する場合には、制度の「わかりやすさ」の重要性に十分留意する必要がある。

#### 謝辞

本稿の作成に当たっては、伊奈川秀和・内閣府内閣参事官、加藤智章・新潟大学教授から貴重なご助言をいただいた。また、神陽介・在フランス日本大使館専門調査員から貴重な資料や情報の提供をいただいた。心より感謝申し上げます。なお、本稿においてあり得べき誤りは、筆者である本田の責任である。

<sup>20</sup> なお、日本の児童手当の財源は、被用者の0～3歳未満の児童手当については事業主負担が相当程度（特例給付については事業主10/10、本則給付については7/10）となっているが、受給者数が被用者の3歳～小学校6年生の児童手当については、事業主負担はゼロとなっている。

<sup>21</sup> OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

## 参考文献

1. EC,2006,European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1995-2003
2. OECD, 2006, Revenue Statistics 1965-2005
3. Ministere de l'Emploi, de la Cohesion sociale,et du Logement, Ministere de la Sante et des Solidaites,2006, Etudes et Resultas
5. 厚生労働省大臣官房国際課 2004 『海外情勢報告』
6. 伊奈川秀和 2000 『フランスに学ぶ社会保障改革』 中央法規
7. 藤井良次・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障⑥フランス』 東京大学出版会
8. 柴田洋二郎 2002 「フランス社会保障制度における財源対策－租税代替化 (fiscalisation) と CSG－」 法学第 6 6 卷第 5 号東北大学法学会
9. 加藤智章 1995 「医療保険と年金保険－フランス社会保障制度における自律と平等－」 北海道大学図書刊行会
10. 加藤智章 2006 「フランスにおける医療費抑制策の変遷－2004 年 8 月 13 日の医療保険に関する法律をめぐって」 『社会保険旬報』 No.2272, 社会保険研究所
11. 小塩隆士 2005 「人口減少時代の社会保障改革」 日本経済新聞社
12. 太田弘子 2002 「良い増税・悪い増税－納得できる税制を目指して－」 東洋経済

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

工業労働者個人ベースでみた公的負担の動向について

分担研究者 本田達郎 医療経済研究機構 研究主幹

(平成18年度実施)

#### 研究要旨

本稿においては、経済協力開発機構（OECD）が作成・刊行している「賃金への課税」（Taxing Wages）（個々の工業労働者に着目して家族数や給与レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしたもの）を基に、6カ国（日本、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカ）において、個人ベースで、租税負担、保険料負担（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付が各々どのような比重にあるのか並びに世帯構造（配偶者の有無、子供の有無等）の違いによってこれらの比重がどのように変化するかを分析した。

分析結果としては、①これらの6カ国において、税制上の優遇措置と家族給付といった現金給付のいずれに重点を置くかは国によって異なっていること、②諸外国と比較すると日本では、税制上の優遇措置や現金給付において、子どもへの政策的動機付けが弱いと考えられること、③事業主負担の経年変化についても国によって傾向は異なるが、元々高率だったフランスなどでは減少の傾向が見られること等が指摘できる。

#### A. 研究目的

個人ベースで、租税負担、保険料負担（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付が各々どのような比重にあるのか並びに世帯構造（配偶者の有無、子供の有無等）の違いによってこれらの比重がどのように変化するかを分析する。

（個々の工業労働者に着目して家族数や給与レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしたもの）における、①2004年における6カ国の租税、社会保険料（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付の世帯構造別・収入水準別の負担状況、②1979年から2004年までの6カ国のこれらの負担状況の統計資料を分析する。

#### B. 研究方法

経済協力開発機構（OECD）が作成・刊行している「賃金への課税」（Taxing Wages）

（倫理面への配慮）

なし

#### C. 研究結果及びD. 考察

- (1) 税額控除の制度のある国において所得税がマイナスになっており、税額控除の存在が統計資料上も如実に表れている。
- (2) スウェーデンは、子どもに対する政策的誘因としては、税制上の軽減措置はそれほど大きな役割を果たしていないことが表れている。
- (3) 「所得税+保険料-現金給付」でみた場合、「単身子どもなし」と「単身子ども2人」を比較すると、子ども2人がいることにより、日本を除いて大幅な軽減となっている。日本は税制上の軽減措置や現金給付を総合的に勘案した場合の子どもに対する政策的動機付けは諸外国との比較でも弱いことがわかる。
- (4) 「所得税+被用者保険料-現金給付」について「単身子どもなし」と「夫婦子どもなし」を比較すると、日本及び諸外国において、それほど大きな軽減はない(ドイツの6.5%が最高で他は4%以下。)。それに対して、子どもの有無により(3)においては日本を除いて大きな軽減があることから、諸外国においては子どもへの強い政策的動機付けがなされていると言える。
- (5) 事業主保険料について、日本はアメリカやイギリスより若干高いものの、フラン

ス、ドイツ、スウェーデンよりはかなり低い。

- (6)1979年から2004年までの経年変化については、①「所得税+被用者保険料」と②「所得税+被用者・事業主保険料」をみると、①においては、元々高率だったドイツが更に高率となっており、他方比較的低い水準であったフランスや日本はかなり上昇する一方で、元々高率だったスウェーデン、イギリス、アメリカにおいては低下している。なお、②も概ね①と同じ傾向であるが、フランスについては、②においては減少に転じている。同国における近年の事業主社会保険料負担の軽減措置が表れていると考えられる。
- (7)1979年から2004年までの経年変化については、①「所得税+被用者保険料-現金給付」と②「所得税+被用者保険料・事業主保険料-現金給付」をみると、①においては、フランス、日本が増加する一方で、イギリス、アメリカ、スウェーデンではかなり減少しており、ドイツでは若干の減少となっている。②においてもイギリス、スウェーデン、日本は同様の傾向であるが、フランスは事業主負担軽減の効果が出て②では微減となっており、逆にスウェーデンでは②の方が①より減少幅が小さくなっており、企業負担が増加したものと考えられる。

#### E. 結論

①諸外国において、税制上の優遇措置と家族給付といった現金給付のいずれに重点を置くかは国によって異なっていること、②諸外国と比較すると日本では、税制上の優遇措置や現金給付において、子どもへの政策的動機付けが弱いと考えられること、③事業主負担の経年変化についても国によって傾向は異なるが、元々高率だったフランスなどでは減少の傾向が見られること等が指摘できると考えられる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

## 工業労働者個人ベースでみた公的負担の動向について

### — 「賃金への課税」からの分析—

本田達郎  
医療経済研究機構 研究主幹

#### 1. 「賃金への課税」の位置づけ

##### (1) 概要

「賃金への課税」(Taxing Wages)は、経済協力開発機構(OECD)が作成・刊行している。個々の工業労働者に着目して家族数や給与レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしたものである。労働者個人に着目した公的負担の状況が把握できるとともに、社会保障制度からの現金給付を公的負担から差し引いたデータも把握されているため、実質負担を把握する上でも興味深いデータ集である。

##### (2) 「賃金への課税」の基本的手法

被用者の雇用から生じる年間収入が、OECD加盟国の製造業における成人常勤労働者の平均粗賃金と同じであると仮定されている。また、関連する世帯構造について更なる仮定を設定して、税や給付の状況が決定されるようにしている。この報告書で用いられている税は、賃金粗収入について支払われる、個人所得税、社会保険料及び賃金(人頭)税(payroll tax—この報告書における税率の計算では社会保険料の事業主負担に追加している)に限定している。結果として、賃金以外の収入に対する税や法人税、財産税、消費税等の他の税は含まれていない。給付については、扶養されている子どもに関する現金給付のような、中央政府からの家族給付を対象にしている。

この報告書では、個人所得税、社会保険料及び家族現金給付が、純収入及び事業主の労働費用に及ぼす総合的影響について、世帯構造の違いに着目して測定することを目的としている。被用者について収入水準別の情報を収載している。

##### (3) 「賃金への課税」における推計の限界(主要な事項)

租税負担や家族現金給付等の移転収入に関する国際比較を行う場合には、概念や定義の違いから生じる問題が生じやすいが、この報告書の推計では、収入を工業労働者の平均賃金と仮定したこと等の単純化によりこれらの問題をかなり克服している。しかし、工業労働者



働者の平均賃金は、各国の所得再分配の全体像を把握するには不十分と言える<sup>1</sup>。

また、この報告書で対象としている租税や給付は限定したために、公的部門が納税者とその家族に与える公的施策の総合的影響を完全に示しているとは言えない。完全に示すためには、間接税、企業の福利厚生、他の税制上の優遇措置や現金給付、更には現物給付についての分析も必要となり、現在のOECD加盟国における国際比較では不可能である。

## 2. 本稿での分析対象

「賃金への課税」においては、種々のデータが掲載されているが、本稿では、6カ国（日本、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカ）において、個人ベースで、租税負担、保険料負担（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付が各々どのような比重にあるのか並びに世帯構造（配偶者の有無、子供の有無等）の違いによってこれらの比重がどのように変化するかを明らかにするという目的から、①2004年における6カ国の租税、社会保険料（事業主負担及び被用者負担）及び現金給付の世帯構造別・収入水準別の負担状況、②1979年から2004年までの6カ国のこれらの負担状況の推移を分析する。

## 3. 分析結果

### (1) 2004年の租税、社会保険料及び現金給付の世帯構造別・収入水準別の負担状況

#### (イ) 所得税

##### (母子（あるいは父子）家庭の税率について)

所得税についての軽減が図られている国が多い。6カ国全てにおいて、8つの世帯構造別・収入水準別の類型の中で「単身子供2人（平均賃金の67%）」の所得税率が最も低くなっている。特に、ドイツ、イギリスアメリカにおいてはマイナスの税率（ドイツ：-5.4%、イギリス：-17.3%、アメリカ：-11.0%）となっており、税額控除<sup>2</sup>がなされ

<sup>1</sup> 例えば、本稿で分析対象としている国における工業労働者の全労働者に占める割合は、フランスで17%(3,756千人)、ドイツで26%(8,157千人)、日本で22%(11,850千人)、スウェーデンで18%(709千人)、イギリスで16%(4,300千人)、アメリカで16%(17,695千人)となっている（実数については、フランス、スウェーデン、イギリスは2002年、ドイツは1998年、日本、アメリカは2001年の数字である。）。

<sup>2</sup> イギリスの児童税額控除制度は、児童手当の支給対象となる児童を養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり545ポンド及び児童1人当たり1,690ポンドを税額控除。世帯の所得が増加すると控除額は減少し、課税額がないか小さい場合には差額を給付。低所得者層の就労促進を図りつつ、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。

ドイツの税制においては、児童手当が税法に基づき税務署において手続き等が行われ、しかも子どもの有無による家庭の経済負担の調整を目的としていることから、税額控除に近いものと考えられる。ただし、アメリカやイギリスのように控除額を定められ、課税額を控除額を超えると還付される仕組みとは異なることに留意が必要である。

アメリカの児童税額控除は、扶養控除（被扶養者1人につき3,100ドルの所得控除）の他に、17歳未満の扶養児童1人につき、年間1,000ドルの税額を控除。控除額が納税額を上回る場合には、一定の要件の下で差額の全部又は一部を給付。夫婦の所得が110,000ドルを超えると控除額が所得の増加に応じて低減。

ている効果が現れている。

(結婚や子供に関する税率変化について)

結婚したことによる税率の変化として、「単身子供なし（平均賃金水準）」と「夫婦子供なし（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」の比較で見ると、日本やスウェーデンでは大きな違いはない（日本：単身 5.9%、夫婦 5.0%、スウェーデン：単身 24.0%、夫婦 22.4%）が、フランスやドイツでは子供がいなくても夫婦の方がかなり低い税率となっている（フランス：単身 13.1%、夫婦 9.3%、ドイツ：単身 19.6%、夫婦 13.2%）。フランスやドイツにおいては、結婚に関する税制上の誘因が強いことになる。

また、子供を持つことによる税率の変化として、「単身子供なし（平均賃金水準）」と「単身子供 2 人（平均賃金の 67%）」を比較すると、6 カ国とも「単身子供 2 人」の方が税率が軽減されている。単身なので子供を複数持つことが税制上の大きな勘案要因となるのは当然と考えられるが、6 カ国の中でもスウェーデンについてはそれほど大きな軽減となっていない（子供なし：24.0% → 子供 2 人：21.6%）。日本でも約 3 分の 2 の税率軽減となっている（5.9% → 1.8%）ことやイギリスでは約 33%の軽減となっている（15.9% → 17.3%）ことを考えれば、スウェーデンの育児支援策において税制上の措置はそれほど重視されていないと考えられる。

また、「夫婦子供なし（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」と「夫婦子供 2 人（共稼ぎで平均賃金と平均賃金の 33%）」を比較すると、ドイツやアメリカでは子供を持つことによる軽減が大きい（ドイツ：子供なし 13.2% → 子供 2 人 4.7%、アメリカ：子供なし 14.1% → 子供 2 人 7.2%）のに対して、フランス、日本、スウェーデン、イギリスではそれほど大きな軽減とはなっていない（フランス：子供なし 9.3% → 子供 2 人 7.0%、日本：5.0% → 3.4%、スウェーデン：22.4% → 22.4%、イギリス：12.8% → 10.9%）。特に児童に関して税制上の控除制度がないスウェーデンでは全く同じ税率となっている。フランスでは N 分 N 乗の課税方式があるため、子供の多い世帯は課税が軽減されるが、アメリカやドイツのような税額控除がないため、2.3%の軽減に止まっている。一方、イギリスは税額控除の仕組みはあるがフランスのような N 分 N 乗方式<sup>3</sup>の課税はされていないため 1.9%の軽減にとどまっている。

---

<sup>3</sup> 世帯の総収入を世帯員数で除して課税ベースとして、その課税ベースに見合った税率を乗じた後に世帯員数を乗じる方式。世帯員数が多ければ課税ベースとなる収入が小さくなり適用税率が低くなるため、最終的に世帯員数を乗じても、世帯員の数（子供の数）が多いほど税負担が軽減される方式となる。

表1 所得税:世帯構造別・収入水準別(対粗賃金)、2004

(%)

世帯構造	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供なし
収入水準(平均の%)	67 (1)	100 (2)	167 (3)	67 (4)	100-0 (5)	100-33 (6)	100-67 (7)	100-33 (8)
フランス	6.6	13.1	17.4	4.6	7.1	7.0	8.2	9.3
ドイツ	13.2	19.6	28.6	- 5.4	- 2.8	4.7	9.9	13.2
日本	4.9	5.9	8.9	1.8	2.7	3.4	4.2	5.0
スウェーデン	21.6	24.0	31.1	21.6	24.0	22.4	23.1	22.4
イギリス	12.8	15.9	18.3	- 17.3	8.1	10.9	13.1	12.8
アメリカ	14.1	16.5	22.1	- 11.0	2.4	7.2	10.1	14.1

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%-他方が0%、「100-33」は1人が100%-他方が33%、

「100-67」は1人が100%-他方が67%である。

(ロ) 所得税+被用者保険料-現金給付

(結婚に関する税率変化について)

「単身子供なし(平均賃金水準)」と「夫婦子供なし(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」を比較すると、6カ国のいずれも、夫婦になったことによる軽減効果は最大でもドイツの6.5%で他は4%以下となっており、所得税単独で見た場合ほど大きくない。これは、社会保険料負担や現金給付を勘案した全体的な賃金への課税の水準は結婚に中立的となっていると言える。

(子供に関する税率変化について)

「単身子供なし(平均67%賃金)」と「単身子供2人(平均の67%賃金)」を比較すると、日本を除いて10%以上の大幅な軽減となっている。日本以外の国において母子(父子)家庭に対する配慮が大きいことがわかる。

「夫婦子供なし(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」と「夫婦子供2人(平均賃金と平均の33%賃金の共稼ぎ)」を比較すると、日本(1.5%)を除いて約6~8%の軽減となっており、夫婦となることよりも子供を持つことにインセンティブが働きやすい「賃金への課税」の構造となっていると言える。

表2 所得税+被用者保険料-現金給付:世帯構造別・収入水準別(対粗賃金)、2004

(%)

世帯構造	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供なし
収入水準(平均の%)	67 (1)	100 (2)	167 (3)	67 (4)	100-0 (5)	100-33 (6)	100-67 (7)	100-33 (8)
フランス	20.2	26.7	30.2	9.8	15.1	16.4	18.4	22.9
ドイツ	34.0	40.5	47.4	15.5	18.1	25.5	30.7	34.0
日本	16.5	17.4	20.5	13.3	14.3	15.0	15.8	16.5
スウェーデン	28.6	31.0	36.8	15.0	21.9	22.7	24.7	29.5
イギリス	20.1	24.4	26.9	- 20.6	9.8	13.1	17.1	20.1
アメリカ	21.7	24.2	29.8	- 3.3	10.0	14.9	17.7	21.8

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%-他方が0%、「100-33」は1人が100%-他方が33%、

「100-67」は1人が100%-他方が67%である。

(ハ) 所得税＋被用者・事業主保険料－現金給付

(結婚に関する税率変化について)

「単身子供なし（平均賃金水準）」と「夫婦子供なし（平均賃金と平均の 33%賃金の共稼ぎ）」を比較すると、事業主保険料を加えても（ロ）の場合と同様に、夫婦となったことによる軽減効果は6カ国いずれもそれほど大きくない(最大でイギリスの4.8%)。

(子供に関する税率変化について)

「単身子供なし（平均の 67%賃金）」と「単身子供2人（平均の 67%賃金）」を比較すると、（ロ）の場合と同様に日本を除いて約 10%以上の大幅な軽減となっている。

「夫婦子供なし（平均賃金と平均の 33%賃金の共稼ぎ）」と「夫婦子供2人（平均賃金と平均の 33%賃金の共稼ぎ）」を比較すると、日本（1.4%）を除いて約 5～7%の軽減となっており、概ね（ロ）と同様の傾向となっている。

(二) 事業主保険料負担の比重

「夫婦子供2人（平均賃金の稼ぎ手1人）」について、（ロ）に比べて（ハ）の場合がどの程度増加しているかを見ると、フランス：23.9%、ドイツ：14.1%、日本：9.5%、スウェーデン：19.3%、イギリス：8.2%、アメリカ：6.4%となっている。この増加幅は事業主の社会保険料負担に相当するが、日本は、イギリスやアメリカよりは若干高いものの、フランス、ドイツ、スウェーデンに比べれば、まだかなり低い水準にあると言える。

表3 所得税＋被用者・事業主保険料－現金給付：世帯構造別・収入水準別(対労働費用)、2004 (%)

世帯構造	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供なし	単身 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供2人	夫婦 子供なし
収入水準(平均の%)	67 (1)	100 (2)	167 (3)	67 (4)	100-0 (5)	100-33 (6)	100-67 (7)	100-33 (8)
フランス	32.5	47.4	50.6	23.7	39.0	37.6	37.6	42.5
ドイツ	45.4	50.7	55.7	30.1	32.2	38.4	42.7	45.4
日本	25.8	26.6	29.3	23.0	23.8	24.4	25.2	25.8
スウェーデン	46.2	48.0	52.4	36.0	41.2	41.7	43.2	46.8
イギリス	26.4	31.2	34.2	- 11.2	18.0	19.9	24.1	26.4
アメリカ	27.3	29.6	34.8	4.0	16.4	20.9	23.6	27.3

(注)賃金水準の「100-0」は1人が100%-他方が0%、「100-33」は1人が100%-他方が33%、「100-67」は1人が100%-他方が67%である。

(2) 1979年から2004年までの負担状況の推移

(イ) 所得税＋被用者保険料（粗賃金に対する割合）、1979-2004、子供なし単身世帯

子供のいない単身世帯に対する「所得税＋被用者保険料」の粗賃金に対する割合は1979年から2004年にかけて、フランス(20.3% → 26.7%)、ドイツ(31.6% → 40.5%)、日本(12.5% → 17.4%)においては増加しているが、スウェーデン(36.5% → 31.0%)、イギリス(29.7% → 24.4%)、アメリカ(26.8% → 24.2%)においては減少している。